

三十七 第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後					改 正 前				
(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 65の5 - 1 措置法規則第22条の6.....					(農地保有の合理化等の証明書の区分一覧表) 65の5 - 1 措置法規則第22条の7.....				
別表四 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表					別表四 農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条項	備 考
①	措置法規則 22条の6 3項1号	①	措置法規則 22条の7 3項1号
②	措置法規則 22条の6 3項2号	②	措置法規則 22条の7 3項2号
③	措置法規則 22条の6 3項3号	③	措置法規則 22条の7 3項3号
④	措置法規則 22条の6 3項4号	④	措置法規則 22条の7 3項4号
⑤	措置法規則	⑤	措置法規則

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発行者	根拠条文	備 考	区 分	内 容	発行者	根拠条文	備 考
			<u>22条の6</u> <u>3項5号</u>					<u>22条の7</u> <u>3項5号</u>	
⑥ <u>措置法規則</u> <u>22条の6</u> <u>3項6号</u>	⑥ <u>措置法規則</u> <u>22条の7</u> <u>3項6号</u>

三十八 第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(いわゆる変態現物出資による譲渡)</p> <p>65の7(1)-5基本通達10-7-1.....法第51条第1項..... </p> <p>(特例の適用を受ける資産についての延払基準の不適用)</p> <p>65の7(1)-6 法人が、<u>長期割賦販売等(法第62条第1項に規定する「長期割賦販売等」をいう。)</u>に該当する資産の譲渡を行った場合において、当該譲渡について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けるときは、<u>法第62条第1項の規定を適用することはできないものとする。</u></p> <p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>65の7(1)-18 <u>措置法令第39条の7第1項</u>.....</p> <p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>65の7(1)-19 <u>措置法令第39条の7第1項</u>.....</p> <p>65の7(1)-20 <u>削 除</u></p>	<p>(いわゆる変態現物出資による譲渡)</p> <p>65の7(1)-5基本通達10-7-1又は66の6.....法第51条第1項又は措置法第66条第1項.....</p> <p>(特例の適用を受ける資産についての延払基準の不適用)</p> <p>65の7(1)-6 法人が、<u>その有する資産を延払条件付で譲渡した場合において、当該譲渡について措置法第65条の7第1項の規定の適用を受けるときは、当該譲渡に係る譲渡利益について延払基準を適用することはできないものとする。</u></p> <p>(事務所等の建物及びその附属設備の範囲)</p> <p>65の7(1)-18 <u>措置法令第39条の7第3項</u>.....</p> <p>(福利厚生施設の範囲)</p> <p>65の7(1)-19 <u>措置法令第39条の7第3項</u>.....</p> <p>(貸付けの用に供されているものに該当しない建物の貸与)</p> <p>65の7(1)-20 <u>法人がその有する事務所等及びその附属設備を他に貸し付けている場合には、当該事務所等及びその附属設備について措置法第65条の7第1項の表の第1号の規定の適用はないのであるが、例えば工場用建物を自己の下請業者に貸与した場合において、当該工場用建物が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されているなど法人自らが使用しているものと同様の事情にあると認められる場合には、その貸し付けている事務所等及びその附属設備は、当該法人が自ら使用しているものとして取り扱う。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義) 65の7(1)-21法人が事務所等として使用されている建物を有し、..... </p>	<p>(事務所等の建物の敷地の用に供されている土地等の意義) 65の7(1)-21法人が事務所等として使用されている建物(貸付けの用に供 されているものを除く。)を有し、.....</p>
<p>(事務所等の用とその他の用に共有されている建物の判定) 65の7(1)-23 一の建物が事務所等の用とその他の用に共有されている場合に は、.....</p>	<p>(事務所等の用とその他の用に共有されている建物の判定) 65の7(1)-23 一の建物が事務所等の用とその他の用(貸付けの用を含む。以 下同じ。)に共有されている場合には、.....</p>
<p>(平成3年3月31日以前に取得した土地等についての買換えの適用) 65の7(1)-24措置法令第39条の7第2項.....</p>	<p>(平成3年3月31日以前に取得した土地等についての買換えの適用) 65の7(1)-24措置法令第39条の7第4項.....</p>
<p>(既成市街地等に含まれない埋立地の範囲) 65の7(1)-25措置法令第39条の7第1項.....</p>	<p>(既成市街地等に含まれない埋立地の範囲) 65の7(1)-25措置法令第39条の7第3項.....</p>
<p>(市街地整備計画を有している地域) 65の7(1)-27 措置法令第39条の7第5項第3号.....</p>	<p>(市街地整備計画を有している地域) 65の7(1)-27 措置法令第39条の7第7項第3号.....</p>
<p>(移転促進地域から除かれる区域) 65の7(1)-28環境事業団.....</p>	<p>(移転促進地域から除かれる区域) 65の7(1)-28公害防止事業団.....</p>
<p>(工場の用に供されている建物等の範囲) 65の7(1)-29措置法規則第22条の7第1項.....</p>	<p>(工場の用に供されている建物等の範囲) 65の7(1)-29措置法規則第22条の8第2項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(事務所又は研究所として使用されている建物等の範囲)</p> <p>65の7(1)-31措置法規則第22条の7第2項.....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>65の7(1)-33 措置法規則第22条の7第1項及び第2項..... (注) 措置法規則第22条の7第1項..... 同条第2項.....</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>65の7(1)-34措置法令第39条の7第10項第3号.....</p> <p>(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)</p> <p>65の7(1)-35 措置法令第39条の7第10項第3号.....</p> <p>(土地の有効利用のための買換え)</p> <p>65の7(1)-36措置法令第39条の7第10項.....</p>	<p>(事務所又は研究所として使用されている建物等の範囲)</p> <p>65の7(1)-31措置法規則第22条の8第3項.....</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>65の7(1)-33 措置法規則第22条の8第2項及び第3項..... (注) 措置法規則第22条の8第2項..... 同条第3項.....</p> <p>(建築面積等の意義)</p> <p>65の7(1)-34措置法令第39条の7第12項第3号.....</p> <p>(床面積の5分の3以上に相当する部分が専ら住居の用途に供されているかどうかの判定)</p> <p>65の7(1)-35 措置法令第39条の7第12項第3号.....</p> <p>(土地の有効利用のための買換え)</p> <p>65の7(1)-36措置法令第39条の7第12項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(所有期間が10年を超える土地等についての買換えの適用)</u> 65の7(1)-39 法人が、取得した日から引き続き所有していた資産のうち所有期間(措置法第65条の7第1項の表の第20号の上欄に規定する所有期間をいう。以下65の7(1)-39において同じ。)が10年を超える土地等とともに当該土地等の上に建設された所有期間が10年を超えない建物又は構築物を譲渡した場合には、当該建物又は構築物は同欄に規定する譲渡資産に該当しないが、当該土地等については同欄に規定する他の要件を満たすものであれば当該譲渡資産に該当することに留意する。 同項の表の第21号の上欄及び第22号の上欄に規定する譲渡資産についても、同様とする。</p> <p>(内部取引等による益金の総収入金額からの除外) 65の7(1)-42 特定事業収入割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額) 65の7(1)-43 措置法令第39条の7第19項.....</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 65の7(1)-52措置法令第39条の7第28項.....</p>	<p><u>(昭和56年12月31日以前に取得した土地等についての買換えの適用)</u> 65の7(1)-39 法人が、昭和56年12月31日以前に取得した土地等(昭和57年1月1日以後の合併により受け入れた土地等で措置法令第39条の7第20項に規定するものを含む。)とともに当該土地等の上に同日以後に建設した建物又は構築物を譲渡した場合には、当該建物又は構築物は措置法第65条の7第1項の表の第20号の上欄に規定する譲渡資産に該当しないが、同欄に規定する他の要件を満たすものであれば、当該土地等は当該譲渡資産に該当することに留意する。 同項の表の第21号の上欄及び第22号の上欄に規定する譲渡資産についても、同様とする。</p> <p>(内部取引等による益金の総収入金額からの除外) 65の7(1)-42 特定事業収入割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、<u>同法第66条第2項又は第3項の規定による出資要件を満たさない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。</u></p> <p>(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額) 65の7(1)-43 措置法令第39条の7第21項.....</p> <p>(長期先行取得が認められるやむを得ない事情) 65の7(1)-52措置法令第39条の7第31項.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(差益割合の計算)</p> <p>65の7(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第40項</u>.....<u>同条第36項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却の不適用)</p> <p>65の7(3)-11</p> <p>.....<u>第42条の11第1項</u>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却)</p> <p>65の7(3)-12</p> <p>.....<u>第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、</u> <u>第42条の8第1項、第42条の12第1項、第43条から第45条の2まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(特別償却を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)-13</p> <p>.....<u>措置法第42条の5から42条の8まで、第42条の12から第45条</u> <u>の2まで</u>.....</p>	<p>(差益割合の計算)</p> <p>65の7(3)-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(注)</p> <p>.....<u>措置法令第39条の7第44項</u>.....<u>同条第39項</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(圧縮記帳をした資産についての特別償却の不適用)</p> <p>65の7(3)-11</p> <p>.....<u>第42条の9第1項</u>.....</p> <p>(事業の用に供しなかった買換資産に係る特別償却)</p> <p>65の7(3)-12</p> <p>.....<u>第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、</u> <u>第42条の8第1項、第43条から第45条の2まで</u>.....</p> <p>.....</p> <p>(特別償却を実施した先行取得資産についての圧縮記帳の不適用)</p> <p>65の7(3)-13</p> <p>.....<u>措置法第42条の5、42条の6、第42条の7、第42条の8、</u> <u>第43条から第45条の2まで</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(取得指定期間の認定)</p> <p>65の7 (4)- 3措置法令第39条の7第28項.....</p>	<p>(取得指定期間の認定)</p> <p>65の7 (4)- 3措置法令第39条の7第31項.....</p>
<p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>65の7 (4)- 4措置法令第39条の7第28項.....</p>	<p>(取得指定期間の認定を行う場合のやむを得ない事情)</p> <p>65の7 (4)- 4措置法令第39条の7第31項.....</p>
<p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>65の7 (4)- 5措置法令第39条の7第28項.....</p>	<p>(取得指定期間の再延長)</p> <p>65の7 (4)- 5措置法令第39条の7第31項.....</p>
<p>(取得をする見込である資産に係る書類)</p> <p>65の7 (4)- 10 措置法規則第22条の7第13項.....</p>	<p>(取得をする見込である資産に係る書類)</p> <p>65の7 (4)- 10 措置法規則第22条の8第14項.....</p>
<p>(法第50条との選択適用)</p> <p>65の7 (5)- 1措置法令第39条の7第42項.....</p>	<p>(法第50条との選択適用)</p> <p>65の7 (5)- 1措置法令第39条の7第46項.....</p>
<p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7 (5)- 3措置法規則第22条の7第9項、第11項及び第12項..... </p>	<p>(買換えの証明書の添付)</p> <p>65の7 (5)- 3措置法規則第22条の8第10項、第12項及び第13項..... </p>

三十九 第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(法人と実質的に同一の者と認められるもの) 66の12 - 3 措置法規則第22条の13第1項.....	(法人と実質的に同一の者と認められるもの) 66の12 - 3 措置法規則第22条の14第1項.....

四十 第68条の2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(営業の全部の相当期間の休止の意義) 68の2 - 1 措置法令第39条の34第2項.....	(営業の全部の相当期間の休止の意義) 68の2 - 1 措置法令第39条の31第2項.....

四十一 第68条の3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
(店舗における物品供給事業の収入金額) 68の3 - 1措置法令第39条の35第3項.....	(店舗における物品供給事業の収入金額) 68の3 - 1措置法令第39条の34第3項.....

四十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(経過的取扱い(1)...改正前の措置法等の適用がある場合)</p> <p><u>改正法令(法人税法等の一部を改正する法律(平成10年法律第24号)、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)、平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第84号)、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第21号)、国土利用計画法の一部を改正する法律(平成10年法律第86号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成10年政令第108号、第193号)並びに租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成10年大蔵省令第48号、第64号)による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この通達の改正前の租税特別措置法関係通達(法人税編)の取扱いの例による。</u></p> <p>(経過的取扱い(2)...平成10年4月1日前的新增設計画に係る生産等設備の一部を同日以後に取得した場合等の低開発地域等における工業用機械等の特別償却措置法第45条第1項の表の第7号の第1欄に掲げる地区内において一の事業計画により新設又は増設される生産等設備でそれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,900万円を超え2,100万円以下である場合において、法人が当該減価償却資産の一部を平成10年4月1日前において取得し、残余を同日以後に取得しているときは、同日前に取得した減価償却資産の取得価額の合計額が1,900万円を超えるかどうかを問わず、その同日前に取得した減価償却資産については、改正法令による改正前の措置法第45条の規定を適用する。この場合において、平成10年4月1日以後に取得した減価償却資産については同条の規定の適用がないことに留意する。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>